

消防庁認可の「防災」対応商品です

消防法では、商業施設や病院等にて防災性能のある「防災物品」の使用が**義務化**されています。
ポップランドのウレタンマットはその「防災物品」として認定されました。安全な店舗・施設運営ができるよう、防火対策を行いましょ。



消防庁認可の
防災ラベルを配布



※ご希望頂いたお客様のみへの配布となります。

● 防災とは？

「防災」とは、燃えにくい事象のことを意味しています。小さな火でも容易に着火せず、もし着火しても自己消火性によりそれ以上燃え広がらないという性能です。

こうした性能を「防災性能」といい、防災性能を有する防災品には消防法で義務付けられている「**防災物品**」と、それ以外の「**防災製品**」があります。

● 防災物品とは？

消防法に定められた防災性能基準の条件を満たしたものを「防災物品」といいます。

消防法の「**防災規制**」では、不特定多数の人が出入りする施設・建築物や高層建築物、地下街等で使用される敷物（じゅうたん、マット等）には防災性能を持つ**防災物品の使用が義務付けられています。**

< 消防法・政令にて防災物品の使用義務があるもの >

高層建築物、地下街、映画館、飲食店、百貨店、病院、福祉施設、幼稚園など

< 防災物品でなければならないもの >

カーテン、布製ブラインド、敷物（じゅうたん、マット等）、展示用合板、舞台において使用する幕及び大道具用の合板、暗幕・どん帳、工事中シート

※キッズスペース工房のクッション、遊具、壁面マットなどは防災物品として対象外となります。

● 防災製品とは？

防災物品以外の防災品で、防災性能基準に基づき防災協会が認定したものを「防災製品」といいます。

消防許第 695-4 号
平成 28 年 12 月 6 日

高田紙器株式会社
代表取締役
高田 祥宏 殿

消 防 庁 長 官



防災表示者登録について

平成28年11月7日付けで申請のありました消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の4第1項第1号の登録については、下記のとおり登録します。

記

登録表示者	高田紙器株式会社
業 種 別	製造業、裁断・施工・縫製業
登録者番号	AE-②7-1216